深川市農業委員会総会議事録

（　第　５　回　）

令和８年８月２８日

開 会 １ ０ 時 ５ ７ 分

閉 会 １ １ 時 １ ８ 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議　席	氏　名	出席委員	欠席委員
１	近　藤　洋　介	○	
２	山　﨑　和　徹	○	
３	廣　田　和　也	○	
４	荒　井　　優	○	
５	髙　瀬　慎　司	○	
６	下　坂　多伊子	○	
７	山　田　　淳	○	
８	阿　波　一　雅	○	
９	楪　　勝　洋	○	
１０	久保田　　仁	○	
１１	石　川　大　輔	○	
１２	五十嵐　　剛	○	
１３	木　根　和　美	○	
１４	見　上　貴　信	○	
１５	髙　橋　淳　一	○	
１６	増　田　貴　志	○	
１７	馬　木　逸　男	○	
１８	菊　入　　等	○	
１９	棄　野　良　寛	○	
２０	水　野　静　也	○	
２１	赤　澤　晃　光	○	
２２	吉　川　永　充	○	
２３	尾　崎　成　宣	○	
２４	大　森　毅　英	○	
２５	佐々木　弘　昭	○	
２６	光　富　靖　展	○	
２７	宮　武　　努	○	

第５回深川市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年８月２８日（金）１０時５７分
２　開催場所　市役所大会議室
３　出席委員　近藤　洋介委員　外２６名
４　説 明 員　黒田局長、山本係長、宮谷主査、袴田主査、成田主事
５　書　　記　宮谷主査

	開会宣言（１０時５７分）
黒田局長	只今から、令和８年度第５回深川市農業委員会総会を開催いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。
菊入会長	皆さんご苦労様でございます。昨日深川土地改良区の断水式がありました。実際に水が来なくなるのは３１日ですが、昨日水源神社に行く途中で稲刈しているところがありまして、まだ早くないかとも思ったのですが、９月１日ぐらいからは随分始まるのかなという風に思っています。ずっと干ばつで来ていたので畑作物は厳しかったのですが、今回の雨で一息ついたのかなと思いましたが、７２時間で４２mmぐらいということでもう少し静かに降ってくれればよかったのになと思いました。空気が秋の気配になってきましたので、皆様方これから収穫作業始まりますけれども、怪我の無いようにやっていただきたいなという風に思います。また、国の段階においても改正された基盤強化法が令和４年に施行されましたが、５年後見直しが迫ってきて、今検討の最中であります。中間管理事業を通してのやり方がどのような改正になっていくのか注目していきたいところであります。それでは、改選後２回目の総会、慎重審議よろしくお願いいたしまして、私からあいさつといたします。
菊入会長	日程第１、議事録署名委員を指名いたします。３番廣田委員、４番荒井委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第２、諸般報告の（１）農業行政報告はありませんので、（２）農業委員会業務報告を、局長より報告します。
黒田局長	７月２１日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりです。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	日程第３、委員会報告。 （１）農地特別委員会開催結果報告を大森委員長より報告願います。
大森委員長	（資料に基づき説明）
菊入会長	報告が終わりました。質疑はございませんか。 （無しという声あり）
菊入会長	ないようですので、報告のとおり承認いたします。
菊入会長	次に（２）農政特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	（資料に基づき説明）

菊入会長	報告が終わりました。質疑はございませんか。 （無しという声あり）
菊入会長	ないようですので、報告のとおり承認いたします。
菊入会長	次に（３）農民特別委員会開催結果報告を栗野委員長より報告願います。
栗野委員長	（資料に基づき説明）
菊入会長	報告が終わりました。質疑はございませんか。 （無しという声あり）
菊入会長	ないようですので、報告のとおり承認いたします。
菊入会長	日程第４、報告。
菊入会長	報告第１号　調整委員の指名について事務局より説明願います。
山本係長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第５条第１号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は１件で、すべて売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、令和８年８月１日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質問はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、報告第１号を承認します。
菊入会長	報告第２号　農業者年金農業者老齢年金裁定請求について事務局より説明願います。
宮谷主査	農業者年金基金法施行規則第１４条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は１件で、新法分になります。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質問はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、報告第２号を承認します。
菊入会長	報告第３号　農業者年金特例付加年金裁定請求について事務局より説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。独立行政法人農業者年金基金法施行規則第１５条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は１件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質問はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、報告第３号を承認します。

菊入会長	報告第４号　現況証明書の交付について事務局より説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は４件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号１番は、農業委員会内規２―（１）―アの「法４条・法５条・法７３条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号２番は、農業委員会内規２―（１）―クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合」に基づき、会長専決により「畑」として交付しております。番号３番は、農業委員会内規２―（１）―カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。番号４番は、農業委員会内規２―（１）―クの「農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「畑」として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質問はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、報告第４号を承認します。
菊入会長	日程第５、議案。
菊入会長	議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局から説明願います。
山本係長	記載の方から農地法第１８条第６項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は１件で、番号１番は、貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、令和８年８月１日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第１号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。記載の方より農地法第３条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は１件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号１番は、貸人である法人構成員から農地を使用貸借するもので、期間は２６年間です。この申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいており、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第２号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第３号　農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は５件で、番号１番から３番が売買の案件、番号４・５番が賃貸借の案件です。番号１番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りで、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号２番及び３番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号２番は、所有農地の残地を処分するためです。番号３番は、出し手の経営合理化を図るものです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号４番は再設定の案件で、経営安定を図る受け手に引き続き貸し付けるもので、期間は９年間です。番号５番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は５年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和８年９月２８日に認可及び公告となる予定です。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第３号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
成田主事	記載の方より農地法第５条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は１件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号１番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、いずれも都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のｂの（ｃ）により３種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第４号は原案のとおり決定します。

菊入会長	議案第５号　農地保有適格法人の定期報告についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	記載の法人より、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は１件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら１法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第５号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 （総会終了　１１時１８分）